

入札説明書の改正に関するお知らせ

現在の入札制度は、その内容が多岐に渡り複雑化しています。発注者、受注者ともに、その複雑さによる手続きの誤りや書類の誤りが発生する場合もあり、これらの誤りを縮減することを目的として、入札説明書を改正することとしました。

改正にあたっては、入札説明書の種類を可能な範囲で集約化すること（【例】建設工事一般競争入札（条件付）入札説明書と「事後審査方式」の入札説明書を集約）、発注ごとに内容が変わってくる部分「個別部分」と、県発注工事の入札に必要な事項「共通部分」を際立たせることで、特有益な個別項目に目が行き届きやすく、共通部分に関して知識が蓄積しやすくすることを狙った構成としました。

なお、この度の改正は、主に入札説明書のレイアウトの変更であり、記載されている内容に大きな違いはありません。

新しい入札説明書については、平成 29 年 7 月 1 日以降の公告をおこなう工事から順次適用されます。また、実際の入札においては、記載内容もそれぞれ違ってきますので、各入札参加にあたっては、入札説明書をよく読んで誤りなどが起こらないようご注意ください。

平成 29 年 6 月 16 日

山形県県土整備部建設企画課

< 問合せ >

山形県県土整備部建設企画課 建設行政担当

TEL 023-630-2572